

『令和9年度 障害児（者）施設等の整備方針について』の3における主な評価のポイント

記

(1) 重度障害児者の住まいの場の創設

①障害者入所施設

- ・非常用自家発電設備の有無
- ・入所を見込んでいる者についてグループホームでの対応が困難な状況など、真に施設入所が必要であることについての具体的な記載
- ・地域移行の支援に関する現在の法人の体制
- ・施設整備の必要性
- ・新たな入所施設における地域移行の体制及び計画内容
- ・居室の個室化への取組、対応率

②障害児入所施設

- ・非常用自家発電設備の有無
- ・定員規模

③重度障害者が入居するために必要な設備を備えたグループホーム

- ・重度障害者に対応する設備の有無（施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備、スプリンクラー、非常用自家発電設備等。）
- ・併設型の短期入所の有無

(2) 障害児者の住まいの場の大規模修繕・移転創設などの整備

○障害者入所施設の増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等
- ・入所定員の見直し内容
- ・地域移行等を進めるためのグループホーム創設の有無
- ・併設型の短期入所の有無
- ・居室の個室化への取組、対応率

○障害児入所施設の増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等

○グループホームの増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等

(3) 重度障害児者（重症心身障害児者、医療的ケア児者、強度行動障害など高度な支援が必要な障害者）を支援する新たな通所事業所の整備

①重症心身障害児・医療的ケア児を支援する障害児通所事業所及び児童発達支援センター（当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備）

- ・当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備

②重症心身障害者・医療的ケア者・重度障害者を支援するために必要な設備を備えた生活介護事業所

- ・重度障害者に対応する設備の有無（施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等）

(4) 国土強靱化に資する整備

- ・新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物についての耐震化整備（移転創設、大規模修繕等）
- ・安全点検の結果、問題があるブロック塀等の改修整備
- ・危険区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）に所在する事業所等が行う水害対策のための施設整備で、災害に備えて利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要な整備
- ・非常用自家発電設備の整備、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または指定を受ける見込みのある施設

(5) (1)～(4)の整備案件を含め、「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」、「次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱」の対象となる障害児者施設・事業所に係る全ての整備

- ・市町村計画への位置づけ
- ・当該圏域及び市町村における障害者福祉サービス等の充足率
- ・防災拠点として、市町村が策定する地域防災計画への位置づけ
- ・重度障害児者を支援するために必要な設備の設置
- ・短期入所の併設
- ・地域生活支援拠点としての位置づけ